

びわこ成蹊スポーツ大学人を対象とする研究倫理審査委員会規程

令和4年3月15日

制定

改正 令和5年3月30日

(審査会の設置)

第1条 びわこ成蹊スポーツ大学人を対象とする研究に関する倫理規程（以下「倫理規程」という。）に定めた審査組織として、研究倫理審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、研究者からの申請に基づき、研究の実施計画および公表計画等についての審査を行なう。

(審査の基準)

第2条 審査の基準は、次に掲げる基準に基づくほか、一般的に妥当と認められる倫理的規範や関連法令、所轄庁の指針等によるものとする。

- (1) びわこ成蹊スポーツ大学人を対象とする研究に関する倫理規程
- (2) びわこ成蹊スポーツ大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程
- (3) 学校法人大阪成蹊学園個人情報保護規則

(審査会の構成)

第3条 審査会は4名以上の委員で構成する。

- 2 審査会には委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長は学長の指名する副学長をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を行えないときは、その職務を代行する。
- 6 その他必要に応じて学内・学外の専門的知識を有する者から審査のための意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 審査会の委員長の任期は、その職の期間とする。

- 2 審査会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 審査会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。但し、可否同数の場合は、委員長が決する。

2 委員でその審査を申請した者は、当該研究計画等に係る議事に参加することはできない。

(審査の申請)

第6条 研究計画等の審査を申請する者(以下「申請者」という)は、人を対象とする研究実施計画審査申請書を提出する。申請窓口は総務課とする。

2 大学院生の研究については、教員の指導の下に、当該教員が申請を行なう。

(審査の方法)

第7条 審査の方法は、書類審査とする。

2 審査会は、必要があるときは、申請者を当該研究計画等の審査を行なう会議に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

(審査の判定)

第8条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認・・・・・・承認日以降、申請内容での研究開始が可能
- (2) 条件付承認・・・・・・条件を充足した申請書類を再提出し、委員の確認を経て承認を受ければ、承認日以降、申請内容での研究開始が可能
- (3) 変更勧告・・・・・・変更勧告事項について申請内容や研究計画を見直し、次回以降の審査会にて再審査が必要
- (4) 不承認・・・・・・研究を実施することはできない
- (5) 非該当・・・・・・「人を対象とする研究」に該当しない

(審査の結果)

第9条 審査会は、研究計画等の審議の結果を、別に定める審査結果通知書により、速やかに申請者に通知する。

2 審査の結果通知には、その理由を付記する。

3 また、場合によっては、申請者に対して研究計画等の修正・変更について助言することができる。

4 審議の経過および結果は、文書でもって記録、保存し、委員長が必要と認めたときは公表することができる。

5 記録、保存または廃棄の手続きは、大阪成蹊学園文書取扱規程に準ずる。

(研究計画等の変更)

第10条 申請者が研究計画等において、第8条第1項の判定を行った研究計画について、申請者が変更をしようとするときは、その変更について審査会の承認を得なければならない

ない。

(不服申し立ての審査)

第11条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、審査会に再審査の申請をすることができる。

(審査会の運営)

第12条 本規程に定めるもののほか、審査会の運営に関する必要な事項については、審査会の議を経て、別に定めることができる。

(事務)

第13条 審査会の事務局は総務課に置く。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日)

この規程は、令和5年4月1日より施行する。